

三豊市告示第116号

三豊市ZEH支援・地域経済活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市（以下「市」という。）における温室効果ガスの排出削減及びネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）の普及を促進するため、ZEHを導入する者に対して予算の範囲内において交付する三豊市ZEH支援・地域経済活性化事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ZEH 外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅をいう。
- (2) ZEH基準 ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていることをいう。
 - ア 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準（UA値）以下であること。
 - イ 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
 - ウ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。この場合において、売電を行うときは余剰買取方式に限る。（全量買取方式は認めない。）
 - エ 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
- (3) 国ZEH補助事業 国がZEHの普及促進を目的として実施する事業のうち、別表に掲げる補助事業をいう。
- (4) BELS 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー

性能表示制度をいう。

(5) 所有者 次条の規定により、補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）に係る所有権を有する者又は有する予定の者をいう。

(6) 市内業者 補助金の交付申請日において、市税を完納し、かつ、市の区域内で建設業、仲介業、販売業等を営む法人又は市の区域内に住所を有する個人をいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助対象住宅は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市の区域内において新築し、購入し、又は改修した戸建住宅であること。

この場合において、床面積は問わないものとする。

(2) 不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による建物の権利に関する登記を行い、又は登記を行う予定の住宅で、当該登記の日から3箇月以内のもの（改修による場合を除く。）であること。

(3) 別表に掲げる国ZEH補助事業に係る補助金の交付決定を受け、かつZEH基準を満たす住宅又はZEH基準を満たす住宅（以下「国補助相当住宅」という。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象住宅としない。

(1) 相続、贈与等により対価を伴わずに取得したもの

(2) 三豊市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成21年三豊市告示第74号）に基づく三豊市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金を受ける予定がある者

（補助対象者）

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 第11条に規定する補助金の交付申請を行う日において、第3条に規定する補助対象住宅に居住し、その所有者であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 補助対象者及びその者と生計を一にする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はこれらに準ずるものの構成員に該当しないこと。

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、補助対象者がZEH住宅の新築、購入又は改修に要した費用（取引に係る消費税額並びに地方消費税額を含む。以下「補助対象事業費」という。）の額とし、その限度額は、補助対象住宅1戸当たり25万円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象住宅が国、香川県又は市の制度による補助金を受けている場合は、当該補助金の額を補助対象事業費から減算するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助対象住宅が店舗併用住宅の場合は、補助対象事業費の総額に居住部分の面積の割合を乗じて得た額を補助対象事業費とするものとする。
- 4 補助金の交付は、一の補助対象住宅につき1回限りとする。ただし、売却等により所有者に変更があった場合は、この限りでない。

(補助金の加算)

第6条 次に掲げる要件に該当する場合は、前条に定める補助金の額にそれぞれ当該各号に定める額を加算するものとする。

- (1) 補助対象者が市内業者と工事請負契約を締結し、補助対象住宅を新築し、若しくは改修した場合又は市内業者から補助対象住宅を購入した場合 30万円
- (2) 発電システムと連携するリチウムイオン蓄電池（国ZEH補助事業に登録された機器で新品のものに限る。以下「蓄電池」という。）又は電気自動車（以下「EV」という。）及びプラグインハイブリッド自動車（以下「PHV」という。）への充電並びにEV又はPHVから補助対象住宅へ放電又は給電装置（最新のCEV補助金の補助対象V2H充放電設備一覧に掲げる機器で新品のものに限る。以下「V2H充放電設備」という。）を設置した場合 機器本体の購入額（消費税額及び地方消費税額を含む。）に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）又は10万円のいずれか少ない額

(予約申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国ZEH補助事業の交付決定通知の日又はBELSに基づく評価書の交付を受けた日から起算して市長が別に定める日までに、ZEH支援・地域経済活性化事業補

助金予約申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（経費の内訳が明記されているものに限る。）
- (2) 国ZEH補助事業に係る交付決定通知書の写し
- (3) BELS評価書の写し
- (4) V2H充放電設備の規格等が確認できるカタログ等（当該設備を導入した場合に限る。）
- (5) 市税の滞納がないことの証明書（発行から1箇月以内のものに限る。）
- (6) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、国補助相当住宅の場合は、前項第2号に掲げる書類の提出を省略できるものとする。

3 第1項の予約申請は、先着順に受け付けるものとする。
（予約番号通知）

第8条 市長は、前条第1項の予約申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、予約の決定をしたときはZEH支援・地域経済活性化事業補助金予約番号通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 予約の申請の額が、予算額の範囲を超えた場合は、前項の予約番号通知書により、繰越番号を通知するものとする。

3 前項の規定による繰越番号を通知された者は、予約申請の取止め等により、予算が確保できたときは、繰越番号の順に予算の範囲内で交付申請を受理することがある。この場合、予約申請は受付をするが、補助金の交付を確定するものではない。

（補助事業の変更、中止又は廃止の承認申請）

第9条 前条の規定により補助金の予約番号の通知を受けた者（以下「補助事業予約者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめZEH支援・地域経済活性化事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更、中止又は廃止の承認）

第10条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、速やかにその内

容を審査し、承認するときは、Z E H支援・地域経済活性化事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により、当該補助事業予約者に通知するものとする。

（交付申請）

第11条 補助事業予約者は、補助事業が完了したときは、速やかにZ E H支援・地域経済活性化事業補助金交付申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新築、購入又は改修代金の支払に係る領収証明書又は領収書の写し
- (2) 補助対象住宅に居住していることを証する住民票（発行から3箇月以内のもので、本籍地及びマイナンバーの記載がないものに限る。）の写し
- (3) 所有者が記載されている補助対象住宅（土地を取得した場合は、当該土地を含む。）の登記事項証明書
- (4) 国Z E H補助事業に係る実績報告書及び添付資料の写し
- (5) 国Z E H補助事業に係る補助金確定通知書の写し
- (6) 工事請負契約書及び不動産売買契約書の写し（変更契約があった場合に限る。）
- (7) Z E H基準を満たすために導入したものが確認できるカラー写真
- (8) V 2 H充放電設備の設置状況を示すカラー写真（当該設備導入した場合に限る。）
- (9) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、国補助相当住宅の場合は、前項第4号及び第5号に掲げる書類の提出を省略できるものとする。

（交付決定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは、実地に調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、Z E H支援・地域経済活性化事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第13条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、Z E H支援・地域経済活

性化事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象住宅の処分制限）

第14条 補助事業者は、第12条の規定による交付決定日から法定耐用年数を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに当該補助対象住宅の処分（譲渡、交換、貸付又は廃棄に供することその他補助金の交付目的に反する行為をいう。）をしてはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめZEH支援・地域経済活性化事業補助金財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認したときは、ZEH支援・地域経済活性化事業補助金財産処分承認通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により財産の処分を承認したときは、補助事業者に、補助対象設備の法定耐用年数期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の耐用年数表より求めた年数で除した金額に法定耐用年数に満たない年数を乗じた金額を返還させるものとする。ただし、天災地変（暴風、地震、落雷、洪水等）による破損その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象住宅を処分する場合は、この限りでない。

（定期報告）

第15条 補助事業者は、補助金が交付された日が属する年度の翌年度の4月から発電量及び電力使用量に関し、ZEH支援・地域経済活性化事業に係る発電量及び電力使用量定期報告書（様式第10号）を市長が定める期限までに提出しなければならない。

2 前項の報告の期間は、2年とする。

（協力事項）

第16条 補助事業者は、市が取り組む脱炭素化の推進に係る事項について、協力しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が第14条の規定による承認を受けずに、補助対象住宅を処分したときは、交付した補助金の全部について返還を求めるものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

国ZEH補助事業	担当省庁
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業「ZEH支援事業」	環境省
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業「次世代ZEH+実証事業」	経済産業省
こどもみらい住宅支援事業及びこどもエコすまい支援事業「ZEH住宅」	国土交通省
地域型住宅グリーン化事業「ゼロ・エネルギー住宅」	国土交通省
その他、国がZEHの普及促進を目的として実施する事業	—